

第3章 構想区域の設定

- 構想区域とは、医療法施行規則（第30条の28の2）において「病床の機能の分化及び連携を推進することが相当であると認められる区域」と規定されています。
- 和歌山県においては、人口規模や患者受療動向等の要素を総合的に勘案した結果、現行の二次保健医療圏単位を構想区域として決めました。
- また、地域医療構想は「医療計画」の一部として策定し、今後、保健・医療・介護施策の総合的な連携を図る必要があるため、老人福祉圏域とも合致させています。



和歌山県においては、第六次保健医療計画で定めた現行の二次保健医療圏（7圏域）をもって、地域医療構想の構想区域として設定。

| 二次保健医療圏 | 構成市町村名 |
|---------|----------------------------|
| 和歌山 | 和歌山市、海南市、紀美野町 |
| 那賀 | 紀の川市、岩出市 |
| 橋本 | 橋本市、かつらぎ町、九度山町、高野町 |
| 有田 | 有田市、湯浅町、広川町、有田川町 |
| 御坊 | 御坊市、美浜町、日高町、由良町、印南町、日高川町 |
| 田辺 | 田辺市、みなべ町、白浜町、上富田町、すさみ町 |
| 新宮 | 新宮市、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町 |
| 計7圏域 | 9市20町1村 |